

発議第5号

令和8年6月24日

木津川市議会議長 柴田 はすみ 様

| | | |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 木津川市議会議員 | 兎本 尚之 |
| 賛成者 | 木津川市議会議員 | 森本 隆 |
| 賛成者 | 木津川市議会議員 | 長岡 一夫 |
| 賛成者 | 木津川市議会議員 | 小見山 正 |
| 賛成者 | 木津川市議会議員 | 大角 久典 |
| 賛成者 | 木津川市議会議員 | 高岡 伸行 |
| 賛成者 | 木津川市議会議員 | 草水 基成 |

木津川市過疎地域持続的発展市町村計画の策定に対する附帯
決議について

上記の附帯決議を、木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、
別紙のとおり提出します。

木津川市過疎地域持続的発展市町村計画の策定に対する附帯決議（案）

本市は加茂地域が令和4年4月1日付けで過疎地域として公示され、当該地域の持続的発展に取り組むため、令和4年度から7年度までを期間とした「木津川市過疎地域持続的発展市町村計画」を策定した。

過疎対策事業債の起債額は、令和4年度3,110万円、令和5年度4,120万円、令和6年度3,960万円、令和7年度7,210万円（見込み）となっており、4年間で1億8,400万円である。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。

本市が過疎指定を受けている他の自治体とは財政力指数など状況が違う点は理解するものの、本市における固有の実状にあった対策が必要であると考え。特別措置法の目的が着実に実現できるように、過疎対策事業債を始め、有利な財源確保に努め、今後の5年間で更に効果的な木津川市過疎地域の持続的発展に繋がる施策を実施されるよう求める。

以上、決議する。

令和8年6月24日

木津川市議会